No.131 2015/12/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

贈与された広告宣伝用資産の税務上の取扱い

Q 弊社は病院を営んでいますが、今回、製薬会社から広告宣伝用として待合室に置くテレビをもらいました。こうした**広告宣伝用資産については取得価額と償却期間に特例がある**と聞きましたが、これはどういうことでしょうか？

解説

広告用宣伝用資産をもらった場合、**市場価格の３分の２**で受贈益を認識します。固定資産としての償却期間も**通常の耐用年数の 10 分の７**となります。

1． 取得価額

1）広告用宣伝用資産をただで受取った場合、その取得価額は次の算式で計算します。
取得価額＝贈った側のその資産の取得価額（市場価格）× ３分の２

2）なお、上記の額が**30 万円以下**であるときは、**その受け取ったことによる利益の額はない**ものとされます。

2． 償却期間

広告宣伝用資産の場合は、繰延資産として「**その資産の耐用年数の 10 分の７（その年数が５年を超えるときは５年）**」で均等償却します。なお、耐用年数に１年未満の端数が出た時は切り捨てします。（※例えば、テレビの耐用年数は５年なので、広告宣伝用資産に該当すれば５年×10 分の７＝3.5 年→３年となります）

3． 対象となる広告宣伝用資産

上記の取扱いの対象となる広告宣伝用資産の範囲は次の通りです。

1	**自動車**で車体の大部分に一定の色彩を塗装して製造業者の製品名又は社名を表示し、その広告宣伝を目的としていることが明らかなもの
2	**陳列棚、陳列ケース、冷蔵庫又は容器**で製造業者等の製品名又は社名の広告宣伝を目的としていることが明らかなもの
3	**展示用モデルハウス**のように製造業者等の製品の見本であることが明らかなもの

要するに…

広告宣伝用資産をもらった場合、もらった側だけではなくあげた側も宣伝というメリットがあるので、通常の固定資産と異なる取り扱いをします。ただし、同じ資産でも内容と送り先の関連は大切です。車いすを病院に贈れば広告宣伝用資産ですが、飲食店に贈っても広告宣伝用資産にはなりません。**贈られた側が通常使用する資産であることが条件となります。**